厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

高年齢者の労働災害防止のための指針説明会

厚生労働省　北海道労働局　稚内労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

- 高年齢者の労働災害防止のための指針について
- 高年齢労働者の災害の特徴
- 指針の考え方
- 事業者が実施すべき取組

高年齢者の労働災害防止のための指針について

「高年齢者の労働災害防止のための指針」とは

- 令和8年4月1日から施行された、労働安全衛生法第62条の2に基づき、高年齢者の身体機能の変化等を踏まえた労働災害防止対策を事業者が実施するための具体的な事項を示したものです。従来の「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に代わるものです。

労働安全衛生法（抄）（令和８年４月１日施行）（高年齢者の労働災害防止のための措置）

第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。
２ 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
３ 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

高年齢者の労働災害防止のための指針について

「高年齢者」とは

- 労働安全衛生法及び本指針では、高年齢者の年齢について明確な定義は設けられていません。 また、日本における高齢者の定義は法令や制度の目的ごとに異なっており、統一されたものはありません。そのため、何歳からを高年齢者とするかについての明確な基準はありません。

- 指針に関連して具体的な年齢が示されているものとしては、エイジフレンドリー補助金の対象となる「60歳以上の労働者」があります。また、指針の内容の検討会では60歳以上の労働災害発生状況から検討会を実施しており、事実としてこの指針は60歳以上の労働災害を念頭において作成されたものであるといえます。

高年齢者の労働災害防止のための指針について

「高年齢者の労働災害防止のための指針」とは

- エイジフレンドリーガイドラインは60歳以上の休業4日以上の労働災害の件数が、20代前半の労働災害件数と比べて男性が約2倍、女性が約4倍であり、今後の増加が見込まれることから令和2年3月に制定されました。

⇒しかしながら、

令和6年における雇用者全体に占める60歳以上の割合は19.1%ですが、労働災害による休業4日以上の死傷者に占める60歳以上の割合は30.0%、死亡災害については49%となっています。つまり、高年齢者は労働者全体に占める割合以上に被災している状況です。

高年齢労働者の労働災害防止の特徴

高年齢者は他の世代と比べて、**労働災害の発生率が高く**、災害が起きた際の**休業期間が長い傾向**があります。

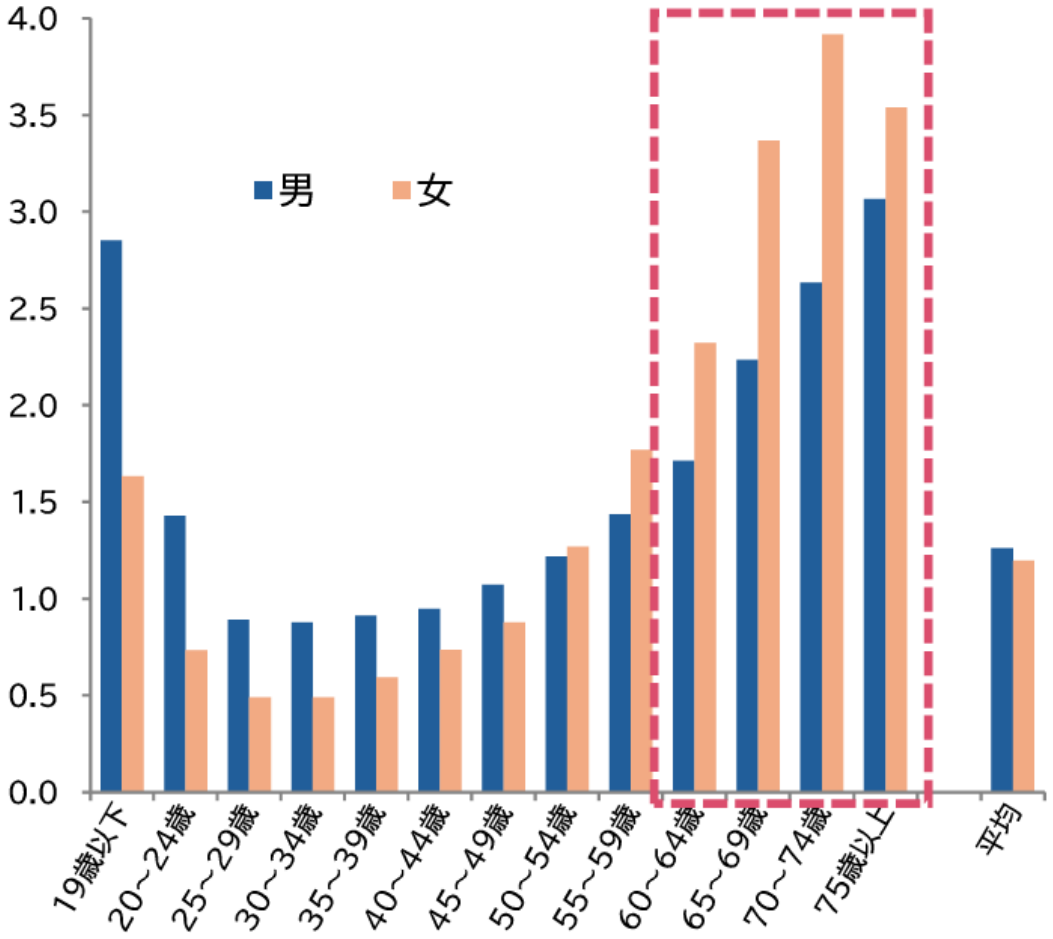

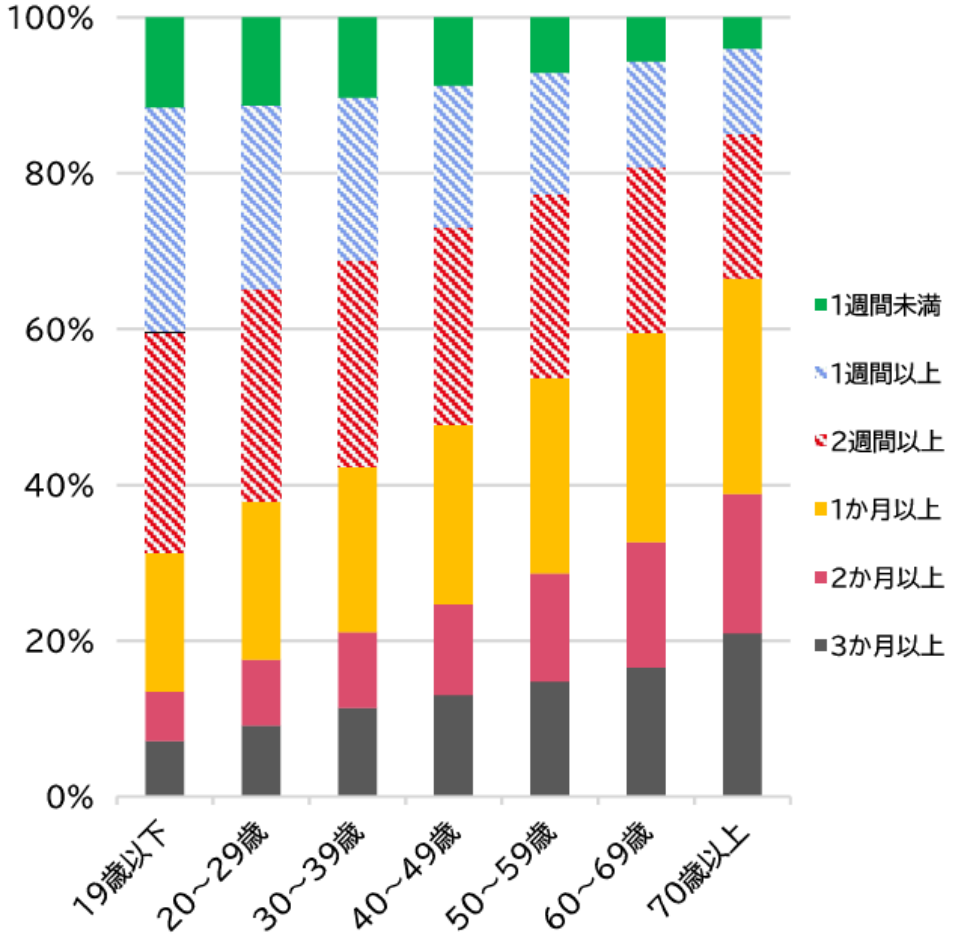

高年齢労働者の労働災害防止の特徴

休業４日以上の死傷災害の年千人率（千人当たりの災害発生数、死傷年千人率）を性別・年齢別に見ると、男女ともに、50～54歳で全年齢の平均値を上回り、年齢が高くなることに応じ、死傷年千人率が上昇していく傾向にある。

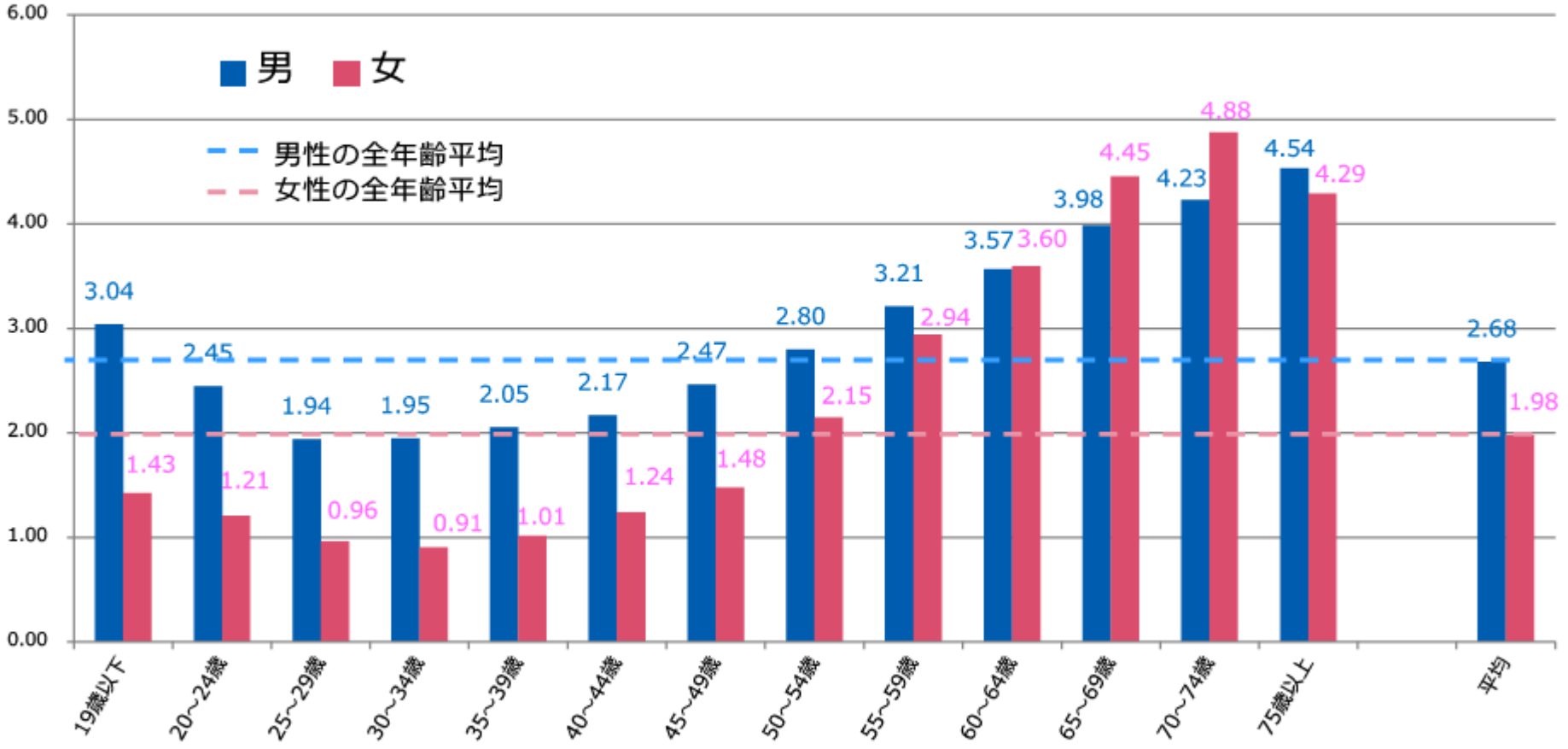

※千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

データ出所：労働者死傷病報告（令和６年）
※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
労働力調査（年次・2024年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

高年齢労働者の労働災害防止の特徴

千延べ実労働時間当たりの休業見込み日数（休業４日以上） は、男女ともに、60歳以上で全年齢平均をわずかに上回り、60歳以上で、加齢に応じ、（千人率・度数率と比較して）顕著に上昇していく傾向がある。度数率との傾向の違いは、60歳以上の労働者の休業見込み日数が、60歳未満と比較して相対的に長いことによるものである。

※　死亡災害は、休業見込み日数を7,500日として計上している。

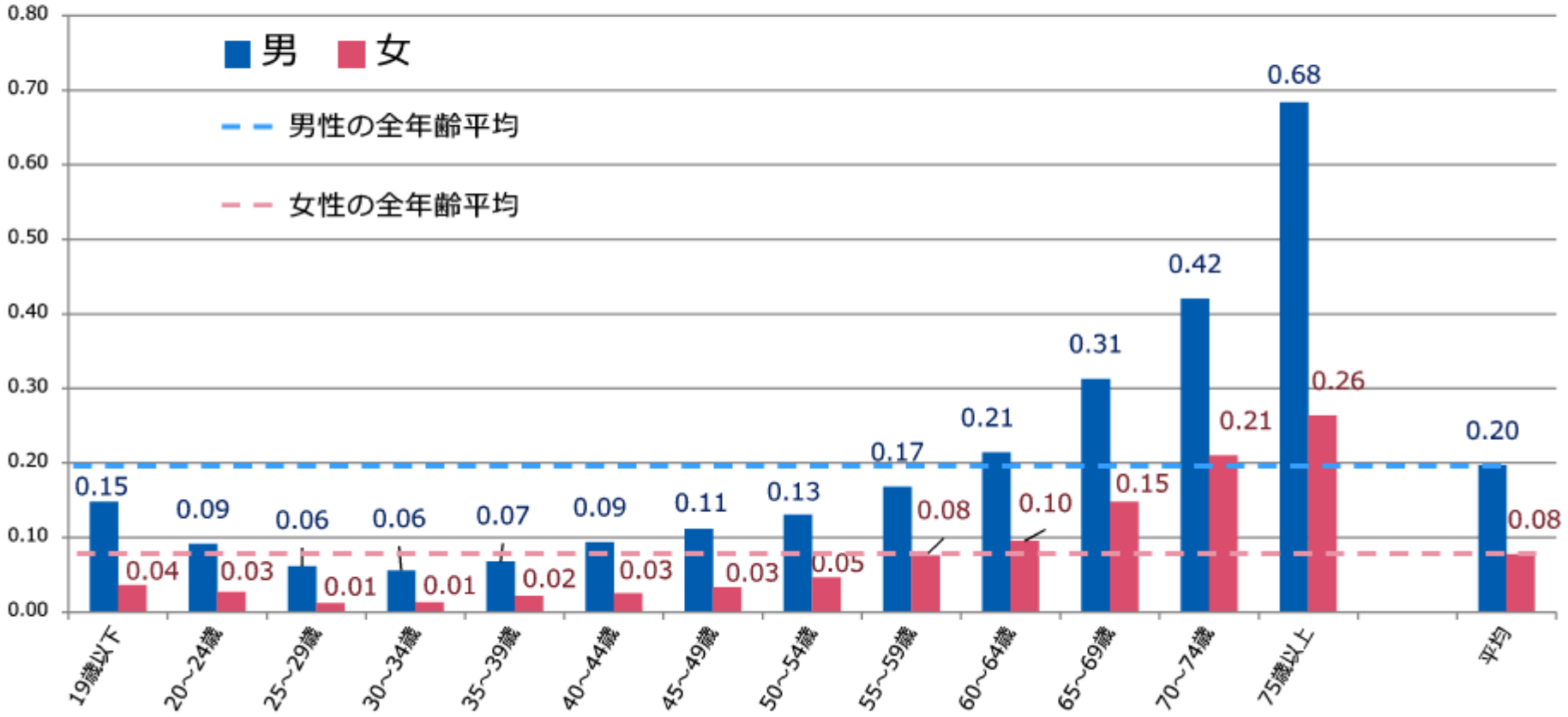

※強度率に相当する、休業見込み日数/延べ実労働時間数×1,000の値

データ出所：労働者死傷病報告（令和6年）
※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
労働力調査（年次・2024年・基本集計第Ⅱ-９表（平均週間就業時間）及び第1-2表（役員を除く雇用者））

高年齢労働者の労働災害防止の特徴

- 「墜落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に60歳以上で、加齢に応じ、労働災害発生率（度数率）が著しく上昇する。
- 「動作の反動・無理な動作」と「はさまれ・巻き込まれ」も、加齢に応じ、労働災害発生率が上昇する傾向がある。

事故の型別・年齢階層別・男女別の度数率（令和６年）

男性の場合、60歳以上（平均0.48）は20代（平均0.13）の約3.6倍

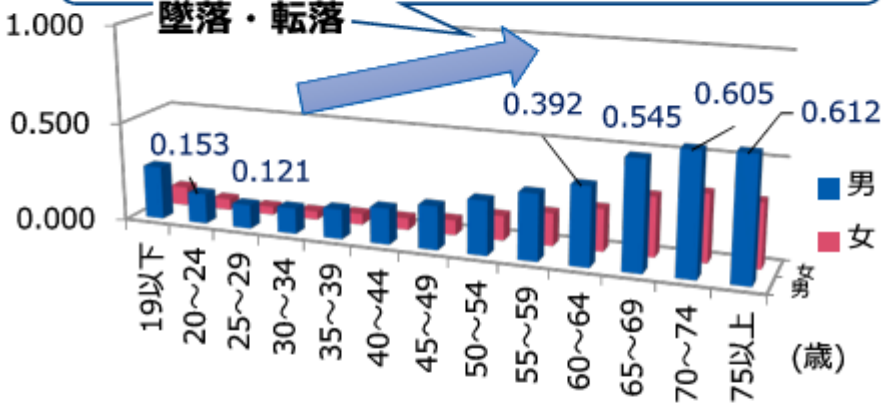

女性の場合、60歳以上（平均1.70）は20代（平均0.09）の約19.5倍

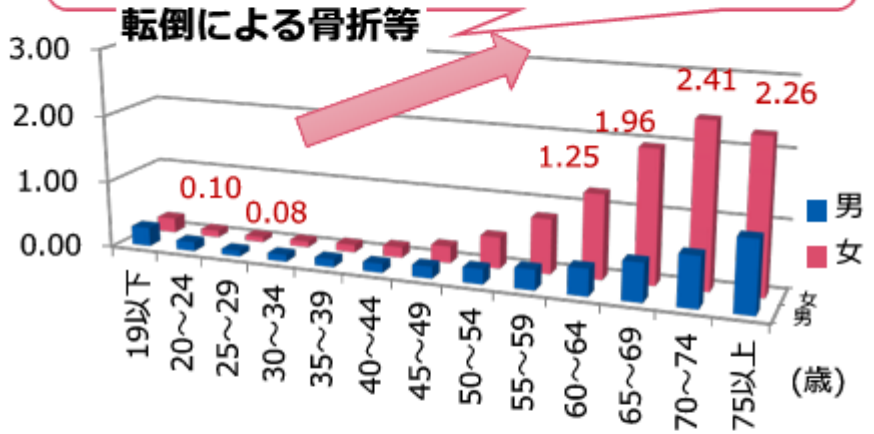

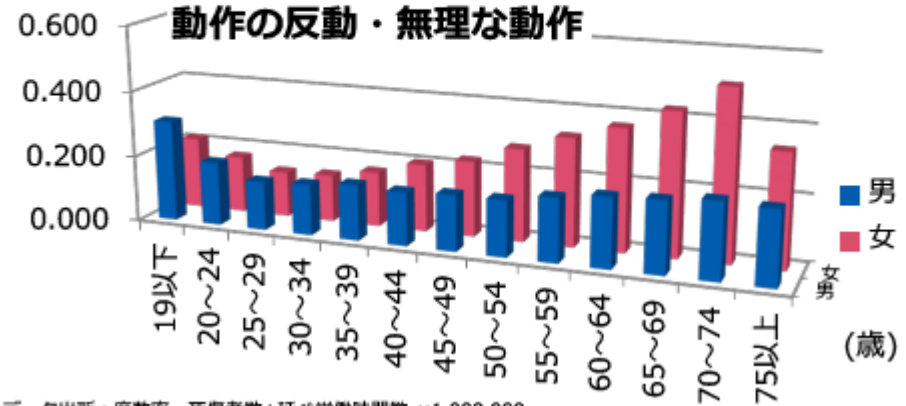

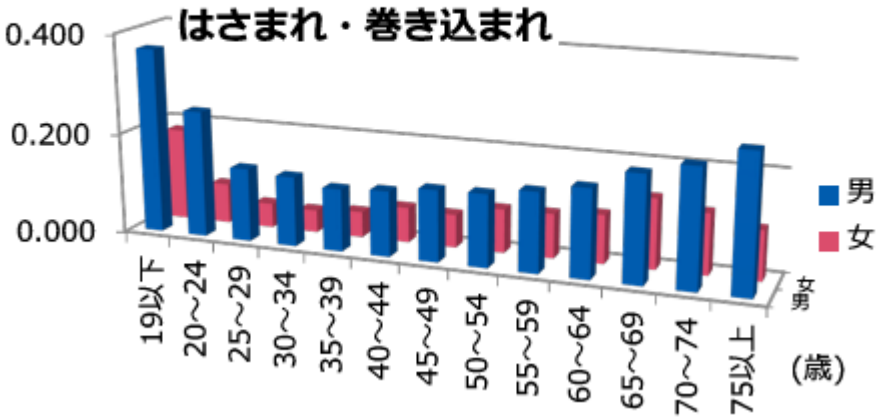

データ出所：度数率…死傷者数÷延べ労働時間数 ×1,000,000

高年齢労働者の労働災害防止の特徴

➢ 転倒
業種別・性別・年齢層別死傷年千人率（令和６年）
（主な第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、休業４日以上）

- **第三次産業、製造業**についてみると、業種によって**転倒災害の発生率の高さは異なる**が、加齢に応じた**発生率の上昇については、概ね同様の傾向**を示している。
- **建設業、陸上貨物運送事業**については、**若年齢層における転倒災害の発生率が相対的に高い。**

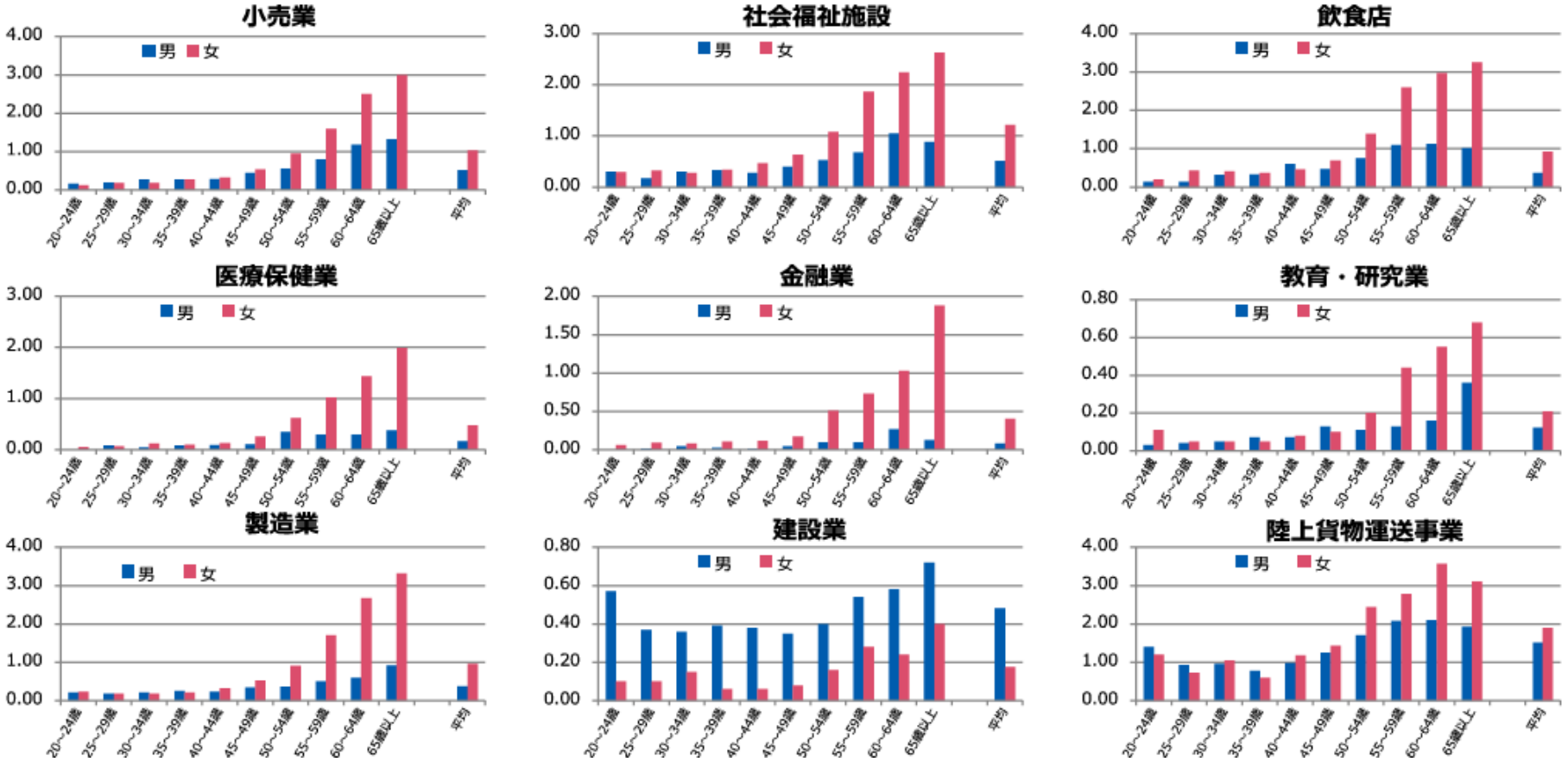

高年齢労働者の労働災害防止の特徴

高年齢者の**災害発生率の増加**には、**個人によりばらつき**はあるが、**業務に起因する労働災害リスク**に、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の**身体機能や身体の頑健さの低下による労働災害リスク**が**付加されていることが大きい**と考えられる。

<ケース①>

工場の作業場で水をまいて清掃していた
↓
濡れた床で足をすべらせ、転倒
↓
右手をつき、骨折（休業見込期間は6か月）

被災者情報	
性別	女性
年齢	６０代
経験年数	９か月

≪労働災害の発生要因≫清掃中に床が濡れていた。身体機能の低下も一因と推察される。

<ケース②>

商品の陳列作業中に、店内の別の売場に商品を取りに行く
↓
床に足をとられ、何もないところでつまづき、転倒
↓
右ひざを床に強打し、骨折（休業見込期間は2か月）

被災者情報	
性別	女性
年齢	７０代
経験年数	１年

≪労働災害の発生要因≫　身体機能の低下。

<ケース③>

不点灯の蛍光管を交換するため、脚立を用いて作業していた
↓
ステップで足を踏み外し、転落
↓
右足を床面に強打し、捻挫（休業見込期間は1か月）

被災者情報	
性別	男性
年齢	６０代
経験年数	３年

≪労働災害の発生要因≫

照度が不十分な環境であったことに加え、労働者の視力や筋力等の身体機能の低下も一因と推察される。

高年齢労働者の労働災害防止の特徴

特徴をまとめると

・高年齢者になるほど労働災害の発生率は上昇。災害の中身を見ると墜落、転倒、動作の反動（腰痛等）、はさまれ・巻き込まれといった行動災害が増加する。

・労働災害発生の原因として設備的要因（濡れている床、急な階段等）のみならず、加齢による特性（反応速度の低下、重症化）によるものも含まれている。

・つまりは高年齢者の労働災害防止のためには、職場の対策だけでなく人のへの対策を含めた複合的（多角的）な対策が必要。

指針の考え方

第１　趣旨

労働安全衛生法第62条の２第２項に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めるもの。

第２　事業者が講ずべき措置

以下の１～５に示す事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

１　安全衛生管理体制の確立

- **経営トップによる方針表明と体制整備**
  - ・経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の実施体制を明確化すること。
  - ・高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- **高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
  - ・高年齢者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の２～５を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

２　職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入**
  - ・高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- **高年齢者の特性を考慮した作業管理**
  - ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能等の低下を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

３　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
  - ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施すること。
- **体力の状況の把握**
  - ・高年齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- **健康や体力の状況に関する情報の取扱い**
  - ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

４　高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた対応**
  - ・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- **高年齢者の状況に応じた業務の提供**
  - ・高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
  - ・高年齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務とのマッチングに努めるとともに、継続した業務の提供に配慮すること。
  - ・高年齢者の治療と仕事の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
  - ・集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
  - ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

５　安全衛生教育

- **高年齢者に対する教育**
  - ・法令に基づく教育等を確実に実施すること。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高年齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- **管理監督者等に対する教育**
  - ・管理監督者等に対し、高年齢者特有の特徴や高年齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

第３　労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、一人ひとりの労働者は、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第４　国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を効果的に活用すること。

指針の考え方

事業場における安全衛生管理の基本的体制及び具体的取組

具体的取組

		予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入 （本質的に安全なもの）	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 （災害の頻度や重篤度を低減させるもの）
人のリスク		メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	高年齢者の特性を考慮した作業管理
		運動習慣、食習慣等の 生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置（労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等）
				健診後の面接指導、保健指導
		体力づくりの 自発的な取組の促進	安全で健康に働く ための体力チェック	体力や健康状況に適合する業務の提供
				低体力者への体力維持・向上に向けた指導

事業者が実施すべき取り組み

安全衛生管理体制の確立

経営トップによる方針表明及び体制整備

高年齢者労働災害防止対策を組織的かつ継続的に実施するため、次の事項に取り組むこと。

① 経営トップ自らが、高年齢者労働災害防止対策に取り組む姿勢を示し、企業全体の安全意識を高めるため、高年齢者労働災害防止対策に関する事項を盛り込んだ安全衛生方針を表明すること。

② 安全衛生方針に基づき、高年齢者労働災害防止対策に取り組む組織や担当者を指定する等により、高年齢者労働災害防止対策の実施体制を明確化すること。

安全衛生委員会等における調査審議等

① 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」という。）を設けている事業場においては、高年齢者労働災害防止対策に関する事項を調査審議すること。

② 安全衛生委員会等を設けていない事業場においては、高年齢者労働災害防止対策について、労働者の意見を聴く機会等を通じ、労使で話し合うこと。

⇒組織的に高年齢者の働きやすい職場について取り組むことを決め、委員会等の議題に挙げる。担当者も決める。高年齢者から意見を聴取、集約する体制を作り、審議する。

事業者が実施すべき取り組み

安全衛生管理体制の確立

危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から危険源の洗い出しを行い、当該リスクの高さを考慮して高年齢者労働災害防止対策の優先順位を検討（以下「リスクアセスメント」という。）すること。

⇒集約した意見について検討を行い、それに対する対策を実施する。

意見集約が難しい場合はチェックリストが有効

事業者が実施すべき取り組み

職場環境の改善

身体機能の低下を補う設備・装置の導入

身体機能が低下した高年齢者であっても安全に働き続けることができるよう、事業場の施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じること。その際、次に掲げる対策の例を参考に、高年齢者の特性やリスクの程度を勘案し、事業場の実情に応じた優先順位をつけて、施設、設備、装置等の改善に取り組むこと。

高年齢者の特性を考慮した作業管理

筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能及び認知機能の低下等の高年齢者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施すること。その際、以下に掲げる対策の例を参考に、高年齢者の特性やリスクの程度を勘案し、事業場の実情に応じた優先順位をつけて対策に取り組むこと。

⇒実施したリスクアセスメントから設備的改善を行う。作業速度についても配慮を行う。

事業者が実施すべき取り組み

高年齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況の把握

労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断を確実に実施すること。その他、健康診断の結果を高年齢者に通知するに当たり、産業保健スタッフから健康診断項目毎の結果の意味を丁寧に説明する等、高年齢者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施することが望ましいこと。

体力の状況の把握

高年齢者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢者双方が当該高年齢者の体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力に合った作業に従事させるとともに、高年齢者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に行うことが望ましいこと。また、身体機能の低下は高年齢者に限られるものではないことから、事業場の実情に応じて、青年、壮年期から体力チェックを実施することが望ましいこと。

⇒定期健康診断の実施。その他に可能であれば体力測定を行う。情報は個人が特定されないように配慮する。

事業者が実施すべき取り組み

高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。 脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じること。

高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、職場における一定の働き方のルールを構築するよう努めること。 労働者の健康や体力の状況は加齢にしたがって個人差が拡大するとされており、高年齢者の業務内容の決定に当たっては、個々の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務を高年齢者とマッチングさせるよう努め、継続した業務の提供に配慮すること。

事業者が実施すべき取り組み

高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

心身両面にわたる健康保持増進措置

前段の内容も踏まえ、集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。 併せて、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和 63 年９月１日健康保持増進のための指針公示第１号）及び「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成 18 年３月 31 日健康保持増進のための指針公示第３号）に基づき、事業場における健康保持増進対策の推進体制の確立を図ること、健康診断の結果等に基づき、必要に応じて運動指導や栄養指導、保健指導、メンタルヘルスケアを実施すること、その他労働者の心身両面にわたる健康保持増進措置を実施すること等、事業場として組織的に労働者の心身両面にわたる健康保持増進に取り組むよう努めること。

事業者が実施すべき取り組み

安全衛生教育

高年齢者に対する教育

労働安全衛生法で定める雇入れ時等の安全衛生教育、一定の危険有害業務において必要となる技能講習や特別教育を確実に行うこと。 高年齢者を対象とした教育においては、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため、十分な時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用すること。中でも、高年齢者が、再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。

⇒高年齢者が自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解させること。

　安全標識や危険箇所の掲示に留意するとともに、わずかな段差等の周りの環境にも常に注意を払うよう意識付けをすることが有効であること。

安全衛生教育

管理監督者等に対する教育

事業場内で教育を行う者や高年齢者が従事する業務の管理監督者、高年齢者と共に働く各年代の労働者に対しても、高年齢者の特性と高年齢者に対する安全衛生対策についての教育を行うことが望ましいこと。 この際、高年齢者労働災害防止対策の具体的内容の理解に資するよう、高年齢者を支援する機器や装具に触れる機会を設けることが望ましいこと。 事業場内で教育を行う者や高年齢者が従事する業務の管理監督者に対しての教育内容は次に掲げる点が考えられること。

- 加齢に伴う労働災害リスクの増大への対策についての教育
- 管理監督者の責任、労働者の健康問題が経営に及ぼすリスクについての教育

事業者が実施すべき取り組み

労働者と協力して取り組む事項

高年齢者の労働災害を防止する観点から、事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要である

⇒指針の内容・取り組みは労使間双方の協力が不可欠。事業場からの一方的な取り組みとならないよう労働者側から参加できるようにする。

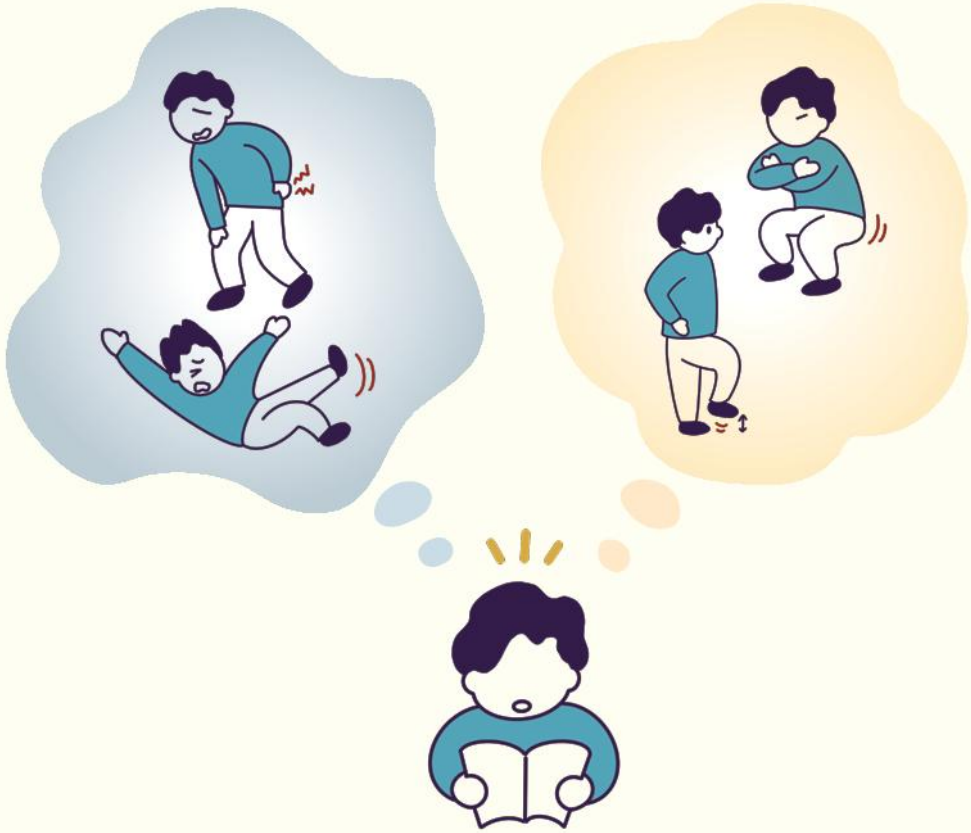

今、増えている転倒・腰痛

社内で実施可能な
行動災害防止に向けた取り組み

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

04 行動災害対策の進め方

どんな職場でも、災害が起きる可能性があります。

行動災害が起こりにくい職場づくりのためには、対策を体系的に実施することが効果的です。

ここでは、**STEP1からSTEP7に分けて解説します。** 順番に実施するのが理想的ですが、自社の状況などを鑑みて、検討しましょう。

STEP 1 安全衛生管理体制の確立等

- ☐ 事故が起きにくい作業環境づくり・機器の使用等を推進しましょう
- ☐ どのようなリスクが潜んでいるか確認しましょう
- ☐ 過去にどのような事故が発生したか確認しましょう

STEP 2 ヒヤリハットの把握・アンケートの実施

- ☐ どのような状況でヒヤリハットが起こっているか把握しましょう
- ☐ 従業員が抱えるリスクを見える化しましょう
- ☐ 実際に働く従業員の声を拾い上げてみましょう

STEP 3 環境へのアプローチ

- ☐ 事故が起きにくい環境（設備・ルール）を作りましょう
- ☐ 事故が起きても最悪の事態を避ける対策をしましょう

STEP 4 人へのアプローチ

- ☐ 従業員や管理職に労働安全衛生についての教育をしましょう
- ☐ 事故を防ぐとともに、重症化させない方法を教育しましょう
- ☐ 従業員の健康管理や体力維持の取り組みを実施しましょう

STEP 5 体力測定等の実施

- ☐ 身体機能の現状を知るきっかけをつくりましょう
- ☐ 継続的な測定会の実施で行動変容を促しましょう

STEP 6 体力の維持・運動の実施

- ☐ 座位行動を減らし、運動習慣をつくりましょう
- ☐ 転倒・腰痛対策に必要な運動を行いましょう

STEP 7 効果測定や評価・事業場外資源の活用

- ☐ 実施した取り組みの効果測定や評価をしましょう
- ☐ 事業場外資源を活用して
  さらなる改善や最新知見を入手しましょう

転倒対策には、下半身のトレーニングを**1日1回以上実施**する習慣を作りましょう。

太もも・お尻

10回 × 3セット

① 足を肩幅に開く
② お尻を後ろに引きながら
腰を下げ、座るように膝を曲げる

膝痛がある人は
無理に行わないようにしましょう

股関節

前→後 片足5回
後→前 片足5回

大きく動かし①～④を繰り返す

すねの横

10秒 × 5回

① 右足のかかとを左足のつま先に乗せる
② 右足→前に押し出す
左足→右足の力に負けないように
つま先を起こす

両足で
押し合う

ふくらはぎ

10回 × 3セット

① 足は腰幅に開く
② かかとを上げ下げする

バランスに
不安がある方は、
壁や椅子を支えに
実施しましょう

「社内で実施可能な行動災害防止に向けた取り組み」
監修：位高駿夫［博士（スポーツ健康科学）・健康運動指導士］
※自分の体調に配慮し、無理をせず実施しましょう。

コピーして社内での利用が可能です

腰痛対策には、凝り固まった筋肉を伸ばすようなストレッチを**こまめに実施**しましょう。

① 足を軽く開き安定させて
両手をお尻の上の方に当てる

② 膝は伸ばしたまま
骨盤を前に押し出す
（手で押し出すイメージ）

! しびれ等があった場合には中止しましょう

① 左足のくるぶしを右膝に乗せる

② 背中を丸めないようにして
上半身を倒す

10秒 × 3回
脚の付け根

太もも裏
10回 × 3セット
前屈した状態で軽く反動をつける

痛すぎない範囲で
実施しましょう。
無理をすると逆に筋肉が
硬くなってしまいます

20秒 × 3回
お尻の外側

下肢裏（全体）
20秒 × 3回

① 左膝を伸ばして
つま先を
上に向ける

② 背中を丸めないようにして
上半身を倒す

「社内で実施可能な行動災害防止に向けた取り組み」
監修：位高駿夫［博士（スポーツ健康科学）・健康運動指導士］
※自分の体調に配慮し、無理をせず実施しましょう。

コピーして社内での利用が可能です